

コンビニ交付サービス対応  
キオスク端末等保守委託仕様書

大阪府箕面市

## 1. 件名

コンビニ交付サービス対応キオスク端末等保守委託

## 2. 目的

本仕様書は、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という）が提供する、マイナンバーカードを使用した各種証明書のコンビニ交付サービスに対応したキオスク端末（以下「キオスク端末」という）を、常に正常な状態に保持し、マイナンバーカード等を使用した各種証明書の発行機能が確保できるよう、端末の保守について定めるものである。

## 3. 対象期間

- (1) 令和7年10月1日～令和12年9月30日（5年間の長期継続契約）
- (2) 本入札により落札者と締結する委託契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、令和8年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することがある。

## 4. 対象業務等

- (1) 本委託の受注に当たり、次号に示す委託業務を第3項第1号で示す期間中安定して提供できることを保証すること。
- (2) 委託業務等
  - ① ECセンター使用
  - ② 通信回線使用
  - ③ セキュリティソフト使用及びバージョンアップ等
  - ④ 監視カメラシステム保守
  - ⑤ キオスク端末の修理、点検及びシステムのバージョンアップ等
  - ⑥ キオスク端末で利用するトナー及びドラム等の消耗品(用紙を除く)
  - ⑦ キオスク端末のトラブルシューティング
  - ⑧ キオスク端末の操作等に係るヘルプデスク対応
  - ⑨ コンビニ交付サービスでの証明書発行に伴う費用
  - ⑩ 証明書交付サービス運営主体との証明手数料精算業務

- ⑪ その他、コンビニ交付サービスを滞りなく運用するためのサービス
- (3) 入札に当たっての保守見積金額には、前号に記載する委託業務に係る全ての費用を含めること。
- (4) 入札に当たり提出する入札書及び積算内訳書に記載する保守見積金額は、次の項目ごとに見積りを行い、入札書に記載すること。

① 機器保守料に含む項目

積算内訳書中「機器保守料に含む項目」には、項目欄に証明書発行通数にかかわらず定額として発生する保守項目名を記載し、その項目ごとの1か月当たりの費用を記載すること。

上記の額の合計を1か月当たりの単価とし、その単価に60か月を乗じた額を「(B) 期間中の保守料」として記載すること。

② 証明書発行料に含む項目

積算内訳書中「証明書発行料に含む項目」には、項目欄に証明書発行1通あたりに必要な経費の項目名を記載し、その項目ごとの1通当たりの費用(1通の平均印刷枚数は2枚とする。)の発行に必要となる費用(小数点第2位までの額)を項目ごとに記載しすること。ただし、証明書交付サービス運営主体との証明手数料精算業務に伴い、同運営主体に支払う証明手数料精算額及び用紙に係る費用については1通当たりの単価から除くものとする。

上記の額の合計(小数点第2位までの額)を1通当たりの単価とし、その単価に30,000通を乗じた額を「(C) 証明発行料に含む費用」として記載すること。

## 5. 保守条件

- (1) 本調達の受注者は、納入する機器に障害やシステム不具合が発生した場合の一次受付、障害起因の切り分けを行い、必要な補修を行える体制を有すること。
- (2) 受注者は、業務システムとの連携に関する疑義が生じた場合及び業務システム停止等に伴ってコンビニ交付サービスに必要な動作確認を必要とする場合、発注者からの問合せに対応でき、状況に応じて現地対応を行える体制を有すること。

## 6. 契約形態

- (1) 本委託に利用する契約書は、この仕様書を掲載しているホームページに併せて掲載している「委託単価契約書」を利用する。
- (2) コンビニ交付サービスを実施するために必要となる契約がある場合は、別途締結する。

## 7. その他特記事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、法令の定めるところにより、個人のプライバシーの保護を図るとともに、発注者の定める個人情報取扱いに関する規定を遵守すること。
- (2) 発注者以外の関係機関との調整が生じるときは、原則として、担当課を通じて調整を行うものとする。ただし、担当課からの要請や特段の事情がある場合は、直接受注者がその調整を行うこととする。
- (3) 本調達で取り扱うデータは、発注者に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項が発生した場合には発注者、受注者間で協議し、定めるものとする。